

○国立大学法人筑波大学学長の職務執行状況に係る報告等に関する要項

令和4年9月21日  
学長選考・監察会議決定

国立大学法人筑波大学学長の職務執行状況に係る報告等に関する要項

(目的)

第1条 この決定は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第26条第6項に規定する学長選考・監察会議が行う学長の職務の執行の状況（以下「職務執行状況」という。）に係る報告等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 学長選考・監察会議の議長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、学長選考・監察会議を招集するものとする。

- (1) 国立大学法人法（平成15年法律112号）第11条の2による報告を受けた場合
- (2) 国立大学法人筑波大学学長解任の申出に関する要項（令和4年5月20日学長選考・監察会議決定）第2条各号の規定に該当するおそれがあると認める場合

(事実確認)

第3条 前条の規定により招集された学長選考・監察会議は、学長の職務執行状況についての事実確認を行う。

- 2 学長選考・監察会議は、学長に対し、職務執行状況の報告を求めることができる。

(調査方法)

第4条 学長選考・監察会議は、必要に応じて、国立大学法人筑波大学に対し、前条第1項に規定する事実確認のための調査を行うよう求めることができる。

- 2 前項の調査を行うにあたっては、学長選考・監察会議が指名する者を加えるものとする。

(通知)

第5条 学長選考・監察会議の議長は、監事及び国立大学法人筑波大学に対し、第3条第1項の調査結果を、書面により通知するものとする。

(雑則)

第6条 この決定に定めるもののほか、学長の職務執行状況に係る報告等に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 記

この決定は、令和4年9月21日から実施する。